

Ⅲ 地域保健課の業務概要

生涯にわたる健康づくりを推進するため、保健師等看護職の資質向上、母子保健、成人・老人保健、自殺予防、地域・職域連携推進、栄養改善、歯科保健、精神保健福祉、市町支援に関する業務を関係機関と連携を図りながら行っている。

1 保健師関係指導事業

保健師は、地域保健課・健康生活支援課・鴨川地域保健センターに配属され、各種保健指導業務の他、地域の健康危機における保健活動を推進している。

また、管内の看護管理者研修会及び統括的立場にある保健師の連絡会を開催し、管内の健康課題や対策について共有を図るとともに、管内保健師業務連絡研究会等により従事者の資質向上を図っている。

(1) 管内概況

令和4年度の管内保健師の就業数は、保健所に13名（副センター長2名、地域保健課2名、健康生活支援課5名、鴨川地域保健センター4名）、市町46名の計59名であった。

表1－（1）管内保健師就業状況（令和4年4月1日現在）

（単位：人）

区分 年度	総数	保健所	市 町 村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
令和2年度	58	12	33	7	3	3
令和3年度	57	12	31	9	1	4
令和4年度	59	13	32	5	5	4
館山市	16	—	13	0	0	3
鴨川市	11	—	7	2	1	1
南房総市	16	—	11	3	2	0
鋸南町	3	—	1	0	2	0

(2) 保健所保健師活動

保健師は地域保健課・健康生活支援課・鴨川地域保健センターに所属し、必要に応じ連携しながら保健師活動を展開している。

表1－(2) 家庭訪問等個別指導状況（令和5年3月31日現在）

(単位：件)

種別	区分	家庭訪問		訪問以外の保健指導			個別の連携 ・連絡調整	
				面接		電話		メール
		実数	延数	実数	延数	延数	延数	延数（再掲：会議）
総数		33	58	352	396	37984	4	41
感染症		3	4	0	0	37690	0	823
結核		15	28	10	33	168	4	32(4)
精神障害		0	0	0	0	2	0	0
長期療養児		1	1	27	29	7	0	0
難病		14	25	297	316	75	0	9
生活習慣病		0	0	0	0	0	0	0
その他の疾病		0	0	7	7	0	0	0
妊産婦		0	0	0	0	0	0	0
低出生体重児 (未熟児)		0	0	0	0	0	0	0
乳幼児		0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	11	11	42	0	0
訪問延世帯数		28	52					

(3) 保健師関係研修(研究)会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表1-(3)-ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テーマ	主な内容	参加人員
11月30日(水)	各所属における活動内容の情報交換	新任期保健師を対象とした情報交換会を実施	10名

イ 所内保健師研究会

表1-(3)-イ 所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
4月21日(木)	令和4年度計画、現任教育体制、活動計画他	9名
6月22日(水)	難病申請事務・相談事業、新型コロナウイルス対応について	10名
11月17日(木)	保健師活動業務研究集録について	9名
3月14日(火)	事業計画・評価について、次年度の予定他	10名

ウ 保健所保健師ブロック研修会

表1-(3)-ウ 保健所保健師ブロック研修会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
11月21日～	活動の現状と課題について情報共有(書面開催)	

エ その他

表1-(3)-エ その他

開催年月日	主な内容	参加人員
7月5日(火) 7月7日(木) 7月15日(金)	個別に市町を訪問し、統括保健師と意見交換を実施	25名

(4) 管内看護管理者研修会

表1-(4) 看護管理者研修状況

開催年月日	主な内容	参加人員
—	新型コロナウイルス感染拡大に伴い未開催	

2 母子保健事業

母子保健法の改正により、平成9年度から住民に身近な一次的なサービスは市町村に一元化され、保健所は専門的・技術的なサービスを担っている。

管内における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の体制構築のため、母子保健推進協議会や母子保健担当者連絡会議を通して、市町や関係機関連携のもと母子保健事業の推進を図っている。

また、思春期相談や小児慢性特定疾病の医療費助成制度の窓口を担当、妊産婦支援のための医療機関における相談窓口の整備、並びに市町が主催する要保護児童対策地域協議会実務者会議へ参加し、日頃の活動を通じて早期発見及び継続的な支援を行っている。

(1) 母子保健推進協議会

母子保健分野における広域的な健康課題について、教育庁、児童相談所他、管内市町、医師、歯科医師、助産師、看護師、栄養士、保育士、小・中学校長、住民の代表から構成される協議会を開催し、保健、医療、福祉施策の効果的な推進に向けた体制づくりを進めている。令和4年度は、新型コロナウイルス感染流行により、会議は中止することとなったが、既存の統計データを活用し妊娠期から子育て期に渡る健康状況について市町に情報発信した。

表2－(1) 母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
—	—	新型コロナウイルス感染拡大に伴い未開催

(2) 母子保健従事者研修会

母子保健に従事する者の資質向上を目的とし研修会を実施しているが、新型コロナウイルス感染流行拡大に伴い未開催。

表2－(2) 母子保健従事者研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数・職種	内容
—	—	—	新型コロナウイルス感染拡大に伴い未開催

(3) 母子保健に関する連絡調整会議

母子保健事業に関する情報交換及び、課題抽出を目的に市町担当者と母子保健担当者会議を開催していたが、令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴い未開催。

表2－(3) 母子保健に関する連絡調整会議実施状況

開催年月日	参加者数・職種	主な協議内容
—	—	新型コロナウイルス感染拡大に伴い未開催

(4) 人工妊娠中絶届出

母体保護法第25条に基づき、医療機関から届出のあった人工妊娠中絶総数は51件である。
令和3年度と比較し届出総数は減少したが、前年度からの大幅な増減はみられない。

表2－(4) 人工妊娠中絶届出状況

(単位：人)

区分 妊娠週数	令和2 年度	令和3 年度	令和4年度									
			総 数	20 歳 未 満	20 歳 未 満	25 歳 未 満	30 歳 未 満	35 歳 未 満	40 歳 未 満	45 歳 未 満	50 歳 未 満	不 詳
総 数	79	53	51	4	9	8	6	12	9	3	-	-
満7週以前	32	17	20	-	2	3	3	5	5	2	-	-
満8週～満11週	38	30	24	2	7	3	2	7	2	1	-	-
満12週～満15週	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
満16週～満19週	4	3	5	2	-	2	-	-	1	-	-	-
満20週～満21週	3	1	2	-	-	-	1	-	1	-	-	-
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）の対象者に千葉県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づき経費の一部を助成する。

令和4年4月1日から特定不妊治療が保険適用になったことに伴い、従来の千葉県特定不妊治療費助成事業が終了した。

ただし、令和4年3月31日以前に治療を開始し、令和5年3月31日までに治療が終了した場合は助成の対象となる。

表2－(5) 特定不妊治療費助成実施状況

(単位：件)

年度・市町村	件数		延件数内訳			
	実件数	延件数	体外受精	顕微授精	男性不妊	その他
令和2年度	47	68	21	24	(0)	23
令和3年度	63	117	25	42	(0)	50
令和4年度	24	31	7	11	(0)	13
館山市	11	15	※男性不妊の件数は男性不妊治療単独の助成件数であり、 ()内の数値は、特定不妊治療を伴う男性不妊治療の助成件数である。			
南房総市	3	3				
鴨川市	10	13				
鋸南町	0	0				

(6) 不妊・不育相談事業

県では、不妊や不育に悩む夫婦等に、一般的な相談や検査・治療に関する情報提供、精神面での相談を不妊・不育オンライン相談で行っている。各保健所でも、随時、保健師が面接や電話等により相談支援を行っている。

その他、妊娠や不妊に関する正確な情報を提供していくことは重要であることから、不妊講演会を地域の実情に応じて開催している。

表2－(6) 不妊講演会実施状況

開催年月日	内容	対象	参加者数
実施なし	—	—	—

(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

小児慢性特定疾病医療費助成制度事業では、18歳未満（18歳以上20歳未満は継続可）の小児慢性特定疾患患者35人に対して、治療費を助成した。

令和4年度は、令和3年度と比較して受給者が減少した。

表2－(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況（各年度3月31日現在）

(単位：件)

疾患名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	館山市	鴨川市	南房総市	鋸南町
総数	58	42	35	16	7	11	1
1 悪性新生物	12	11	12	6	4	2	-
2 慢性腎疾患	8	3	3	1	-	2	-
3 慢性呼吸器疾患	-	1	1	-	-	1	-
4 慢性心疾患	8	3	5	1	2	2	-
5 内分泌疾患	7	5	3	2	1	-	-
6 膠原病	3	2	0	-	-	-	-
7 糖尿病	6	5	3	2	-	1	-
8 先天性代謝異常	-	-	-	-	-	-	-
9 血液疾患	-	-	-	-	-	-	-
10 免疫疾患	-	-	-	-	-	-	-
11 神経・筋疾患	4	3	1	-	-	1	-
12 慢性消化器疾患	9	8	6	4	-	1	1
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	1	1	1	-	-	1	-
14 皮膚疾患	-	-	-	-	-	-	-
15 骨系統疾患	-	-	-	-	-	-	-
16 脈管系統疾患	-	-	-	-	-	-	-

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた受給者証等の有効期限の延長により20歳未満から21歳未満に延長

(8) 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

児童福祉法第19条の22に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、小児慢性特定疾患児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業（研修会、講演会、交流会等）

表2－(8)－ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

名 称	実 施 年 月 日	参加人数・内訳	内 容
小児慢性特定疾患児童等自立支援事業に係る講演会	令和5年1月27日～2月28日	2名(小児慢性特定疾患医療費助成受給者およびその家族)	難病医療相談事業、病態栄養教室と合同で開催 ①講演「潰瘍性大腸炎と上手に付き合っていくために知っておきたいこと」 ②資料配布「潰瘍性大腸炎の緩解期を伸ばす食事のポイント」

イ 療育相談指導事業（療育指導連絡票に基づくもの）

表2－(8)－イ 療育相談指導内容（単位：人）

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相 談 者 数（延）	—	—	—
家 庭 看 護 指 導	—	—	—
食 事 ・ 栄 養 指 導	—	—	—
歯 科 保 健 指 導	—	—	—
福 祉 制 度 の 紹 介	—	—	—
精 神 的 支 援	—	—	—
学 校 と の 連 絡	—	—	—
家 族 会 等 の 紹 介	—	—	—
そ の 他	—	—	—

ウ 訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表2－(8)－ウ 訪問指導事業実施状況（疾患別）（単位：件）

疾 患 名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総 数	—	1	1
18トリソミー症候群	—	—	—
気道狭窄	—	1	1

エ 窓口相談事業

表2-(8)-エ 相談内容 (単位:人)

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相 談 者 数 (延)	6	34	29
申 請 等	5	31	28
医 療	1	—	—
家 庭 看 護	—	1	—
福 祉 制 度	—	—	—
就 労	—	—	—
就 学	—	2	—
食 事 ・ 栄 養	—	—	—
歯 科	—	—	—
そ の 他	—	—	1

オ 訪問相談員派遣事業

表2-(8)-オ 訪問相談員派遣事業実施状況

区分 年度	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和2年度	—	—	—	—
令和3年度	—	—	—	—
令和4年度	—	—	—	—

(9) 療育の給付制度

療育医療（児童福祉法第21条の9）は、結核で長期の療養を必要とする児童を指定医療機関に収容して医療給付と、学用品や日用品の支給を行うもので、令和4年度の申請はなかった

(10) 思春期保健相談事業

不登校・ひきこもり等の悩みを持つ思春期の児童やその家族を対象に、臨床心理士や臨床発達心理士による個別相談を実施した。

表2-(10)-ア 思春期保健関係者会議実施状況

名 称	開 催 年 月 日	参加者数・職種	内 容
—	—	—	—

表2-(10)-イ 思春期保健事業講演会

名 称	開 催 年 月 日	対象者・参加者数	内 容
—	—	—	—

表2-(10)-ウ 思春期保健事業個別相談

名 称	開催回数	相談件数	対象者	内 容
令和2年度	8	12	22	思春期に関する問題を抱えた本人や家族及び学校職員等を対象に臨床心理士や臨床発達心理士が個別相談
令和3年度	12	26	41	
令和4年度	10	22	21	

(11) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等について

平成31年4月24日に「旧優生保護法一時金支給法」が成立し、公布・施行されたことから、請求者の利便性を考慮し、各地域の県型保健所に窓口が設置され、請求に関する相談等を実施している。

表2-(11) 管内居住者からの相談及び請求受付件数(保健所受付分)

区分 年度	請求受付件数	相談件数(延べ)		
		電話等相談	来所相談	計
令和2年度	—	—	—	—
令和3年度	—	—	—	—
令和4年度	—	—	—	—

※ 一時金の支給に関する相談及び請求は健康福祉部児童家庭課でも居住地に関わらず県児童家庭課に受付・相談窓口を開設している。

(12) その他会議や連絡会等

特になし

(13) その他相談

特になし

3 成人・老人保健事業

平成30年3月に第3期「千葉県がん対策推進計画」を令和5年度までの6年間の計画として策定。「予防・早期発見」「医療」「がんとの共生」「研究等」の4つの施策を柱としてがん対策を推進しており、がん検診推進員育成講習会の開催など実施している。

(1) がん検診推進員育成講習会

各市町村の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等（以下「推進員等」という。）に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図る。

表3-（1）がん検診推進員育成講習会

開催年月日	参加者数	内容
—	—	—

(2) その他のがん対策事業

該当なし

4 一人ひとりに応じた健康支援事業

健康相談を実施し、生涯を通じて一人ひとりが、年代や性別、健康状態や生活習慣に応じ、的確な自己管理ができるよう支援を行った。

(1) 健康相談事業

身体的・精神的悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象としている。

表4－(1) 健康相談実施状況（電話）

(単位：件)

年度 \ 区分	男	女	総 数
令和2年度	4	3	7
令和3年度	6	7	13
令和4年度	1	14	15

5 総合的な自殺対策推進事業

啓発、各種相談窓口の周知、精神保健福祉相談等を実施した。

(1) 住民向け講演会・相談対象者向け研修会

表5－(1) 研修会の実施状況

名 称	実施年月日	参加者数・職種	内 容
—	—	—	—

(2) その他の会議等

表5－(2) 会議等の開催状況

名 称	実施年月日	参加者数・職種	内 容
—	—	—	—

6 地域・職域連携推進事業

「健康ちば21（第2次）」を推進するために管内の地域保健と職域保健が連携し、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸を図ることを目的に、「安房保健所地域・職域連携推進協議会」を開催している。

平成28年度から令和3年度まで取り組んだ睡眠対策の評価として実施したアンケートから、新型コロナウイルス感染症により健康意識は高まっているものの、運動不足や体重増加等の問題が明らかになり、令和4年度から「ロコモティブシンドローム予防～忙しい毎日、カラダにちょっとイイこと始めよう～」をテーマに取り組んでいる。

表6－（1）安房地域・職域連携推進協議会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和4年12月1日	22	(1) 安房保健所地域・職域連携推進事業の実施計画について (2) 評価指標について (3) その他

表6－（2）安房地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和4年7月27日	16	(1) 各所属におけるロコモティブシンドロームに関する健康課題や取組について (2) 共同事業について (3) テーマサブタイトルの検討 (4) その他
令和5年3月7日 ～令和5年3月22日 (書面開催)	12	報告事項 (1) 安房保健所地域・職域連携推進事業計画について (2) 評価指標について 議事 (1) 関係機関主催イベントの参加について (2) 実態調査について (3) その他

表6－（3）共同事業開催状況

開催年月日	主な内容
令和4年7月27日 令和5年2月 令和5年3月17日	・令和4年度安房保健所地域・職域連携推進事業研修会 ・保健所だより掲載 ・地域新聞掲載

7 栄養改善事業

広域的・専門的な知識と技術を活かした栄養指導や給食管理者・従事者への研修会の実施、栄養改善関係団体の育成を通し、健康づくりの支援と取組強化を図った。

また、地域における栄養改善事業を効果的に推進するため、管内行政栄養士業務連絡研究会を開催し、管内市町との連携体制づくりに努めた。

(1) 健康増進（栄養・運動等）事業

地域住民の疾病を予防し健康を保持増進させるため、あらゆる機会をとらえ健康ちば21（第2次）の普及・推進を図り生活習慣病予防対策として特に減塩、野菜摂取量の向上、肥満予防の啓発に努めた。

表7－（1）健康増進（栄養・運動等）指導状況

（単位：人）

		個別指導延人員								集団指導延人員						
		栄養指導	(再掲)	(再掲)	運動指導	(再掲)	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)	運動指導	(再掲)	休養指導	禁煙指導	その他
			病態別	訪問に		病態別					病態別		栄養指導			
実施数	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	-	-	-	/	/	/	/	-	-	-	/	/	/	/	-
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	-	-	-	-	-	-	-	18	2	-	-	-	-	-	-
	20歳以上 (妊産婦を除く)	92	-	-	-	-	-	-	509	34	-	-	-	-	-	-
(再掲)医療機関等へ委託	妊産婦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	乳幼児	-	-	-	/	/	/	/	-	-	-	/	/	/	/	-
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20歳以上 (妊産婦を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

参照（地域保健・健康増進事業報告作成要領）

ア 病態別個別指導

表7- (1) -ア 病態別個別指導状況 (単位:人)

種別	区分	計	生活習慣病	難病	アレルギー疾患	摂食障害	その他
病態別栄養指導		-	-	-	-	-	-
病態別運動指導		-	-	-	-	-	-

※生活習慣病は、がん・高血圧・心臓病・脂質異常症・糖尿病・肥満・貧血に関する指導をした場合に計上する。

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表7- (1) -イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
病態別栄養教室	令和5年 1月20日	令和元年度～令和4年10月31日までの新規潰瘍性大腸炎の患者・家族	(36)	資料送付による書面開催 資料:「潰瘍性大腸炎の緩解期を伸ばす食事のポイント」 講師:ほたるのセントラル内科 管理栄養士 江尻 喜三郎 氏

ウ 地域における健康づくり推進事業

表7- (1) -ウ 地域における健康づくり推進事業実施状況

名称	開催年月日	対象者	参加数	内容
健康づくり支援者研修会	令和5年 2月20日～ 3月17日	職員食を提供する給食施設の管理者・給食担当者、食生活改善推進員、行政職員等	(48)	YouTube「千葉県公式セミナーチャンネル」によるオンデマンド開催 内容:「働き世代の食を通じた健康づくり～健康意識を高めるテクニック～」 講師:淑徳大学看護栄養学部栄養学科 講師 坂口 景子 氏

エ 国民(県民)健康・栄養調査

表7- (1) -エ 国民(県民)健康・栄養調査状況

調査名	調査地区(対象)	調査年月日・調査内容等
県民健康・栄養調査	①館山市上真倉及び下真倉地区 (22世帯53人) ②館山市上真倉及び下真倉地区 (20世帯55人)	①令和4年11月16日 ②令和4年11月29日 身体状況調査 栄養摂取状況調査 生活習慣調査

オ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表7- (1) -オ- (ア) 食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談 (個別)		普及啓発 (集団)		
		実相談食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品 について		-(-)	-(-)	-(-)	-(-)	-
食品表示基準に ついて (保健事項)	栄養成分	30	36	-	-	-
	特定保健用食品	-	-	-	-	-
	栄養機能食品	-	-	-	-	-
	機能性表示食品	-	-	-	-	-
	その他 ※	-	-	-	-	-
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		7	8	-	-	-
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-	-	-	-

		県民への相談対応・普及啓発			
		相談 (個別)	普及啓発 (集団)		
		延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品 について		-(-)	-(-)	-(-)	-
食品表示基準に ついて (保健事項)	栄養成分	-	2	62	-
	特定保健用食品	-	-	-	-
	栄養機能食品	-	-	-	-
	機能性表示食品	-	-	-	-
	その他 ※	-	-	-	-
健康増進法第65条第1項 (虚偽誇大広告)		-	-	-	-
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-	-	-

() 内は、特定保健用食品再掲

※ 栄養成分以外の内容だった場合 (特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く)

表7－(1)－オ－(イ) 食品表示等に関する指導状況（表示違反への対応）

		指導状況（個別）	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について（保健事項）	栄養成分※	60(-)	68(-)
	機能性表示食品	-	-
	その他	-	-
健康増進法第65条第1項（虚偽誇大広告）		10	14
その他一般食品について（いわゆる健康食品を含む）		-	-

※ 栄養機能食品、特定保健用食品を含む（ ）内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表7－(1)－オ－(ウ) 特別用途食品に対する検査・指導件数（単位：件）

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
- (-)	- (-)	- (-)

() 内は、特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表7－(1)－カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個別		集団指導		
内容	延人員	内容	延回数	延参加者数
-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・（館山）食品衛生責任者実務講習会 ・（鴨川）食品衛生責任者実務講習会 ・（鴨川）食品衛生指導員研修会 ・県民健康・栄養調査（結果返却） ・栄養学生実習 	5	279

(2) 給食施設指導

管内給食施設において、より効果的な栄養管理と衛生管理が実践できるよう、食中毒等の予防と健康づくりの推進に重点を置き、個別指導・集団指導を実施した。

給食施設状況

表7- (2) 給食施設状況 (単位: 件)

施設 総数	管理栄養士 のみ いる施設		管理栄養士・ 栄養士どちらも いる施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養士 どちらも いない施設	管理栄養士 必置指定 施設		調理師 のいる 施設		調理師 のいな い施設	栄養 成分 表示 施設	栄養 教育 実施 施設
	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	栄 養 士 数	施 設 数	栄 養 士 数		施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	調 理 師 数			
104	28	33	24	52	33	19	21	33	1	23	87	261	17	101	86

ア 給食施設指導状況

表7- (2) -ア 給食施設指導状況 (単位: 件)

区 分			計	特定給食施設		その他の 給食施設
				1回300食以上 又は 1日750食以上	1回100食以上 又は 1日250食以上	
個別指導	給食管理指導	巡回個別指導施設数	79	8	44	27
		その他指導施設数	88	12	56	20
	喫食者への栄養・運動指導延人員		-	-	-	-
集団指導	給食管理指導	回数	/	2	2	2
		延施設数	175	18	91	66
	喫食者への 栄養運動指導	回数	-	-	-	-
		延人員	-	-	-	-

イ 給食施設個別巡回指導

表7- (2) -イ 給食施設個別巡回指導状況

	総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況								
			管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設		
			施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	
合計	104	79	28	20	24	20	19	10	33	29	
指定 施設 ①	計	1	1			1	1				
	学校										
	病院	1	1			1	1				
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設										
	児童福祉施設										
	社会福祉施設										
	事業所										
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
その他											
300食/ 750食/ /日以上 (指 定施 設を 除く) ②	計	11	7	8	5	2	1			1	1
	学校	5	3	5	3						
	病院	2	1	1	1	1					
	介護老人保健施設										
	介護医療院										
	老人福祉施設										
	児童福祉施設	2	2			1	1			1	1
	社会福祉施設										
	事業所	1		1							
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊	1	1	1	1						
	一般給食センター										
その他											
100食/ 250食/ /日以上 (①, ②除 く)	計	54	44	10	7	19	16	9	5	16	16
	学校	3	2					2	1	1	1
	病院	9	9	2	2	7	7				
	介護老人保健施設	7	5	2	1	5	4				
	介護医療院										
	老人福祉施設	13	7	5	3	6	4	2			
	児童福祉施設	14	14					1	1	13	13
	社会福祉施設	4	3	1	1			2	1	1	1
	事業所	2	2					1	1	1	1
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊										
	一般給食センター										
その他	2	2			1	1	1	1			
その 他の 給食 施設	計	38	27	10	8	2	2	10	5	16	12
	学校	4	3	2	2			1		1	1
	病院	4	4	3	3	1	1				
	介護老人保健施設										
	介護医療院	1	1	1	1						
	老人福祉施設	7	5	2	1	1	1	4	3		
	児童福祉施設	14	9	1				3	1	10	8
	社会福祉施設	3	2					2	1	1	1
	事業所	3	2							3	2
	寄宿舎										
	矯正施設										
	自衛隊	1	1	1	1						
	一般給食センター										
その他	1									1	

ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表7-（2）-ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導 （単位：件）

	給食施設開始届	給食施設廃止（休止）届	給食施設変更届
届出数	2	3	28
指導数	2	3	28

エ 給食施設集団指導

表7-（2）-エ 給食施設集団指導状況

名 称	開催年月日	対象者	参加者数	内 容
給食施設 管理者・従事者 研修会	令和4年 7月14日（木）	給食施設 管理者 ・従事者	(104)	郵送による施設研修資料の送付 <送付資料> ・令和4年度給食施設管理者・ 従事者研修会 （食品機動監視課作成資料） ・食品衛生のしおり ・令和3年度給食施設栄養管理 状況報告書結果について ・令和4年度給食施設研修会に 関するアンケート
給食施設 管理者研修会	令和4年 12月9日（金）	給食施設 管理者 ・従事者	86	オンライン（Zoom）と集合形式で のハイブリット開催 ・報告「令和4年度給食施設災害 対策状況調査の結果について」 地域保健課 栄養指導員 ・講演「給食施設が平常時から取 り組む災害への備え」 講師 日本女子大学家政学部食物学科 教授 松月 弘恵 氏

(3) 健康ちば協力店推進事業

表7-(3)-ア 健康ちば協力店登録状況

〇〇年度登録件数			総登録件数
新規登録件数	変更件数	取消件数*	
1	-	-	4

表7-(3)-イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区 分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回 数	延人員	回 数	延店舗数	延人員	回 数	延人員
個別指導	7	7	2	2	3	-	-
集団指導	3	217	-	-	-	4	30,783
合 計	10	224	2	2	3	4	30,783

(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表7-(4) 栄養関係団体等への育成・支援状況

名 称	組織状況及び活動状況		保健所による育成状況	
	会員数及び加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
安房保健所管内食生活改善協議会	152	①総会・役員会 ②食生活改善協議会 リーダー研修会(2回)	①会の運営への助言(総会・役員会) ②研修会への支援	187
安房保健所管内栄養士会	118	①総会・役員会 ②部会別研修会(6部会)	①運営への助言(総会・役員会) ②研修会への支援	140

(5) 市町村への技術・助言支援等

表7-(5)-ア 市町村への技術支援、助言

名 称	開催月日	対象者	参加者数	内 容
鴨川中学校区学校保健委員会	令和4年 11月10日(水)	鴨川中学校区 学校保健委員 会委員	58	・健康面について ・体力面について ・姿勢に関する各校の取り組みについて
鴨川市健康づくり推進協議会	令和4年 8月24日(水)	鴨川市健康づ くり推進協議 会委員	29	・令和3年度保健事業実施状 況について ・令和4年度保健事業実施計 画について
南房総市健康づくり推 進協議会	令和5年 2月1日(水)	南房総市健康 づくり推進協 議会委員	18	・令和3年度南房総市保健事 業報告について ・令和3年度南房総市健康づ くり推進計画中間見直しに ついて

表7-(5)-イ 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
安房保健所管内行政栄養士業務 連絡研究会	2	13	・業務検討 ①災害時の栄養・食生活支援について ②高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について ・情報交換 ①コロナ禍における食生活改善関係団 体の事業計画について ②各市町及び健康福祉センターにおけ る令和4年度事業計画及び重点事業 について ③コロナ禍における栄養・食生活指導に ついて ④令和4年度事業報告及び令和5年度 事業計画

○市町村(在宅)栄養士研修会を含む

(6) 調理師試験及び免許関係

表7－(6) 調理師試験及び免許取扱状況 (単位：名)

年 度	調 理 師 試 験			免 許 交 付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
令和2年度	40	26	65.0	70	25	24
令和3年度	33	20	60.6	63	9	11
令和4年度	40	19	47.5	54	15	12

8 歯科保健事業

難病及び障害のある方等に対し、歯・口腔内の健康の維持増進を図り、嚙む・飲み込むことへの支援を目的に講演会等を実施している。

(1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業

表8－(1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業実施状況

名称	対象者	開催月日	内容	参加人員
－	－	－	－	－

(2) その他（各保健所の独自事業）

表8－(2) その他（各保健所の独自事業）

名称	対象者	開催月日	内容	参加人員
－	－	－	－	－

9 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、保健所は精神保健福祉行政の第一線機関として位置付けられおり、法律に基づく入院事務等の業務と併せ精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問をベースに専門性や広域での連携や調整が必要な事項について市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所等の地域の支援機関と連携を図り受療援助、精神障害者の社会復帰支援、普及啓発など地域精神保健福祉活動を実施した。

(1) 管内病院からの届出等の状況

法律に基づき、入院・退院・報告等の入退院事務を行った。

表9－(1) 管内病院からの届出等の状況

(単位：件)

種別 年度	医療保護 入院者の 入院届	応急入院 届	医療保護 入院者の 退院届	措置症状 消 退 届	措置入院 者の定期 病状報告 書	医療保護 入院者の 定期病状 報告書	そ の 他
令和2年度	235	－	227	2	－	202	1
令和3年度	265	－	273	8	1	200	3
令和4年度	233	－	256	3	4	200	1

※ その他は、転院許可申請(1)件、仮退院申請(0)件、再入院届(0)件の合計

(2) 措置入院関係

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条から第26条の3の規定による申請、通報又は届出のあった者について、調査の上必要があると認めるときは、同法第27条の規定により精神保健指定医による診察を実施する。このうち、入院措置が必要と判断された者について、同法第29条の2の2の規定により精神科病院へ移送し、法第29条の規定により入院措置を行う。急速を要し、通常の措置入院の手続きによることができない場合であつて、法第29条の2の規定による入院措置が必要なときは、緊急措置入院の手続きを行う。

表9－(2)－ア 申請・通報・届出及び移送処理状況

(単位：件)

処 理 申請通報等の別	申請・通報 届出件数	診察の 必要が ないと 認めた 者	法第27条の診察を 受けた者			法第29条の2の診察を 受けた者			法第29条の2の2の 移送業務		
			法第29 条該当 症状の 者	その他 の入院 形態	通院・ その他	法第29 条の2 該当症 状の者	その他 の入院 形態	通院・ その他	1次 移送	2次 移送	3次 移送
令和2年度	13	8	4	—	—	2	—	1	—	—	1
令和3年度	22	12	8	1	—	5	—	1	—	—	2
令和4年度	10	6	3	—	—	1	—	—	—	—	1
法第22条 一般人からの申請	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法第23条 警察官からの通報	1	—	1	—	—	1	—	—	—	—	1
法第24条 検察官からの通報	3	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—
法第25条 保護観察所の長から の通報	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法第26条 矯正施設の長からの 通報	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法第26条の2 精神科病院管理者か らの届出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法第26条の3 医療観察法に基づく 指定医療機関管理者 及び保護観察所長か らの通報	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法第27条第2項 申請通報に基づかな い診察	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※1 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計

2 「法第29条の2該当症状の者」は、原則として法第27条の診察を受けた者の内数

3 1次・2次移送は、診察までの移送、3次は措置決定後の病院までの移送

表9－(2)－イ 措置診察を受けた対象者の病名

(単位：件)

年度 結果	病名	総 数	統 合 失 調 症 等	気 分 障 害	器質性 精神障害		中毒性 精神障害			神 経 症 性 障 害 等	パ ン ナ リ テ イ 障 害	知 的 障 害	て ん か ん	発 達 障 害	そ の 他 の 精 神 障 害	そ の 他
					認 知 症	そ の 他	ア ル コ ール	覚 醒 剤	そ の 他							
					F0		F1									
					F00 ～ F03	F04 ～ F09	F10	F15								
令和2年度		4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和3年度		9	6	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
令和4年度		3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
診察 実施	要措置	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	不要措置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※1 緊急措置診察を実施した結果、措置不要となった者 0名

2 緊急措置入院中に措置解除なった者 0名

3 その他には病名不詳を含む。

4 F0～F9、G40 は、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類（ICD カテゴリー）の分類。

表9－(2)－ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数（令和5年3月31日現在）

(単位：人)

入院期間 年度	総数	6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
令和2年度	4	4	-	-	-
令和3年度	2	2	-	-	-
令和4年度	2	-	1	1	-

表9－(2)－エ 申請・通報・届出関係の相談等

(単位：人)

性・年齢 区分	実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳 未満	20歳 ～ 39歳	40歳 ～ 64歳	65歳 以上	不明	
相談	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訪問	3	2	1	-	-	-	1	2	-	7
電話	10	7	3	-	1	-	6	3	-	205

(3) 医療保護入院のための移送（法第34条）

精神保健指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障が認められる者であつて、精神障害者本人の治療同意が得られない場合、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、医療保護入院をさせるために知事の権限で応急入院指定病院に移送することができる。

表9－（3）医療保護入院のための移送処理状況

（単位：件）

年 度 \ 区 分	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
令和2年度	—	—	—
令和3年度	—	—	—
令和4年度	—	—	—

(4) 精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

医療や社会参加等に関する相談及び訪問指導を実施する。

表9－（4）－ア 精神科医師による定例相談

実 施 日	時 間	場 所
毎月 第1火曜日	13：30～15：00	安房保健所（健康福祉センター）
毎月 第3水曜日	15：30～17：00	安房保健所（健康福祉センター）
毎月 第4火曜日	14：30～16：00	安房保健所（健康福祉センター）
偶数月 第2水曜日	14：00～16：00	鴨川地域保健センター
奇数月 第3金曜日	10：00～12：00	鴨川地域保健センター

表9－(4)－イ 対象者の性・年齢

(単位：人)

性・年齢 区分	実数	性			年齢					延回数
		男	女	不明	20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	不明	
令和2年度	85	57	28	—	2	9	53	20	1	200
令和3年度	78	51	27	—	0	15	44	19	0	180
令和4年度	90	56	34	0	2	15	48	25	0	344
館山市	34	25	9	0	0	7	19	8	0	121
鴨川市	17	11	6	0	1	4	8	4	0	110
南房総市	30	16	14	0	0	3	16	11	0	98
鋸南町	5	3	2	0	0	0	4	1	0	11
管外・不明	4	1	3	0	1	1	1	1	0	4
相談	60	35	25	0	1	8	34	17	0	185
訪問	30	21	9	0	1	7	14	8	0	159

※1 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり、延回数は5回となる。

2 電話相談は計上していない。

表9－(4)－ウ 電話・メール相談延件数

(単位：件)

性 区分	計	男性	女性	不明
電話	1,843	1,120	721	2
メール	—	—	—	—

表9－(4)－エ 相談の種別(延数) (単位:件)

区分	病名	総数	精神障害に関する相談				中毒性精神障害に関する相談			ギャンブルの相談	摂食障害の相談	心の健康相談	思春期の相談	老年期の相談	てんかん	その他の相談
			診療に関すること	社会復帰等	生活支援	その他の相談	アルコール	覚醒剤	その他の中毒							
	令和2年度	200	49	—	137	6	4	2	—	—	—	1	—	1	—	—
	令和3年度	180	73	3	77	11	9	—	—	1	—	—	—	1	5	—
	令和4年度	344	112	59	54	54	28	2	0	0	21	0	0	13	1	0
相談	計	185	51	30	20	34	22	2	0	0	16	0	0	9	1	0
	男	105	26	22	14	15	19	2	0	0	0	0	0	6	1	0
	女	80	25	8	6	19	3	0	0	0	16	0	0	3	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	計	159	61	29	34	20	6	0	0	0	5	0	0	4	0	0
	男	107	36	18	28	15	6	0	0	0	0	0	0	4	0	0
	女	52	25	11	6	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表9－(4)－オ 援助の内容(延数) (単位:件)

種別年度	総数	医学的指導	受療援助	生活支援 生活指導	社会復帰援助	紹介・連絡	関係機関調整 方針協議	その他
令和2年度	201	8	18	95	2	22	47	9
令和3年度	180	18	39	52	2	12	34	23
令和4年度	344	33	40	30	39	25	124	53

(注) 援助内容は重複あり

表9－(4)－カ 精神障害者の退院後支援相談対応件数 (単位:件)

	支援計画対象者			
	本人同意あり	会議開催数	計画に基づく支援者	
合計	4	4	3	医療機関、市役所等
館山市	1	1	2	医療機関、市役所等
鴨川市	2	2	1	医療機関、市役所等
南房総市	1	1	0	医療機関、市役所等
鋸南町	0	0	0	

(5) 精神障害者社会復帰関係

令和元年度にデイケアクラブを廃止した。

(6) 地域精神保健福祉関係

関係機関のネットワークの構築、啓発活動を実施する。

表9－(6)－ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称	開催日	参加人数(人)	対象者等
－	－	－	－

表9－(6)－イ 家族教室・断酒教室・ボランティア講座・心の健康市民講座等

教室・講座等の名称	開催日	受講者数		内容
		実件数 (件)	延件数 (件)	
断酒学級	月1回	8	25	ミーティング

表9－(6)－ウ 組織育成・運営支援 (単位：件)

種別 区分	当事者支援	家族会支援	支援者支援	その他
支援延件数	－	－	－	－

(7) 心神喪失者等医療観察法関係

心神喪失者等医療観察法に係る会議に参加し、地域における支援を行う。

表9－(7) 医療観察法に係る会議への参加 (単位：件)

会議種別	CPA会議	ケア会議	その他
参加回数	6	2	2

・平成17年から医療観察法が施行されたことに伴い、保健所（健康福祉センター）においても各種会議への参加等が求められている。

・「その他」は、CPA会議(Care Programme Approachの略)とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。

10 肝炎治療特別促進事業

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の治癒を目的として、平成20年度からインターフェロン治療、平成22年度から核酸アナログ製剤治療の医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。平成26年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充されたことに伴い、対象者が増加している状況である。

なお、平成23年度から開始されたインターフェロン3剤併用療法については、プロテアーゼ阻害剤販売中止により令和3年10月に廃止された。

表10-(1) 肝炎治療特別促進事業受給者状況 (単位:人)

年度・市町村	治療 核酸アナログ 製剤	インターフェロン	インターフェロン フリー
令和2年度	61	—	11
令和3年度	61	—	11
令和4年度	60	—	12
館山市	18	—	1
鴨川市	11	—	4
南房総市	28	—	5
鋸南町	3	—	2

1 1 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成30年12月から助成が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。

また、令和3年4月から、分子標的薬を用いた化学療法または肝動注化学療法による通院治療の対象化、対象月数は、3月目以降に変更されている。

表 1 1 - (1) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者状況 (単位：人)

治 療 年度・市町村	肝がん	重度肝硬変	総数
令和2年度	0	0	0
令和3年度	0	0	0
令和4年度	0	0	0
館 山 市	0	0	0
鴨 川 市	0	0	0
南 房 総 市	0	0	0
鋸 南 町	0	0	0

1 2 難病対策事業

原因不明であって、治療方法が確立されていないため、長期にわたる療養が必要となり、高額な医療費の負担が必要となる難病に対し、医療費の自己負担分を助成している。

対象は、現在 338 疾病（指定難病）となっている。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表 1 2 - (1) 特定疾患治療研究費受給者状況 (単位 : 件)

年度・市町村別 疾患名	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	館 山 市	鴨 川 市	南 房 総 市	鋸 南 町
総 数	0	0	0	0	0	0	0
スモン	-	-	-	-	-	-	-
難治性の肝炎のうち劇症肝炎	-	-	-	-	-	-	-
重症急性膵炎	-	-	-	-	-	-	-
プリオン病	-	-	-	-	-	-	-

表 1 2 - (2) 指定難病医療費助成制度受給者状況

(単位：件)

年度・市別 疾患名	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	館 山 市	鴨 川 市	南 房 総 市	鋸 南 町
総 数	1,162	1,158	1,198	425	334	365	74
1 球脊髄性筋萎縮症	1	1	1	-	-	1	-
2 筋萎縮性側索硬化症	10	12	12	2	7	2	1
3 脊髄性筋萎縮症	1	1	1	1	-	-	-
5 進行性核上性麻痺	12	14	15	3	2	9	1
6 パーキンソン病	176	172	176	63	40	63	10
7 大脳皮質基底核変性症	2	2	4	2	1	1	-
8 ハンチントン病	3	3	1	-	-	1	-
10 シャルコー・マリー・トゥース病	2	1	2	1	1	-	-
11 重症筋無力症	33	34	37	12	14	8	3
13 多発性硬化症／視神経脊髄炎	19	20	19	6	2	9	2
14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	6	6	6	2	1	3	-
15 封入体筋炎	1	3	2	-	2	-	-
16 クロウ・深瀬症候群	-	-	1	-	-	-	1
17 多系統萎縮症	12	9	11	3	3	4	1
18 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	18	19	19	12	3	3	1
21 ミトコンドリア病	4	3	4	2	1	1	-
22 もやもや病	7	6	6	2	3	1	-
26 HTLV-1 関連脊髄症	1	1	1	-	-	1	-

28	全身性アミロイドーシス	8	9	13	3	7	3	-
34	神経線維腫症	8	8	9	4	4	1	-
35	天疱瘡	5	4	7	-	2	4	1
37	膿疱性乾癬（汎発型）	-	-	1	-	1	-	-
39	中毒性表皮壊死症	-	1	-	-	-	-	-
40	高安動脈炎	3	3	3	2	1	-	-
41	巨細胞性動脈炎	6	7	9	3	3	3	-
42	結節性多発動脈炎	1	1	1	1	-	-	-
43	顕微鏡的多発血管炎	16	16	19	7	4	6	2
44	多発血管炎性肉芽腫症	9	9	5	2	2	1	-
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	2	4	4	-	2	2	-
46	悪性関節リウマチ	12	9	10	5	3	1	1
47	バージャー病	3	2	2	-	1	1	-
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	1	2	3	1	2	-	-
49	全身性エリテマトーデス	88	84	82	32	22	24	4
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	28	27	26	7	10	5	4
51	全身性強皮症	48	42	42	17	8	12	5
52	混合性結合組織病	9	11	11	4	5	2	-
53	シェーグレン症候群	10	10	11	1	2	5	3
54	成人スチル病	6	5	8	4	1	3	-
55	再発性多発軟骨炎	2	2	3	-	-	1	2
56	ベーチェット病	22	17	17	7	5	4	1
57	特発性拡張型心筋症	20	20	20	11	5	2	2
58	肥大型心筋症	3	1	1	-	-	1	-

60	再生不良性貧血	5	9	16	5	6	5	-
61	自己免疫性溶血性貧血	-	2	2	2	-	-	-
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	1	1	1	-	1	-	-
63	特発性血小板減少性紫斑病	14	16	17	7	3	5	2
64	血栓性血小板減少性紫斑病	-	1	1	-	-	1	-
65	原発性免疫不全症候群	1	1	2	-	1	1	-
66	IgA 腎症	13	14	20	5	7	8	0
67	多発性嚢胞腎	12	12	14	4	6	3	1
68	黄色靱帯骨化症	17	16	15	2	5	6	2
69	後縦靱帯骨化症	75	63	61	23	15	19	4
70	広範脊柱管狭窄症	3	5	3	-	2	1	-
71	特発性大腿骨頭壊死症	29	28	25	14	4	7	-
72	下垂体性 ADH 分泌異常症	2	2	3	-	-	3	-
73	下垂体性 TSH 分泌亢進症	1	1	1	-	-	1	-
74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	4	1	1	1	-	-	-
75	クッシング病	1	1	1	-	-	1	-
77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	5	5	6	2	2	1	1
78	下垂体前葉機能低下症	24	27	26	12	6	7	1
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	1	1	1	1	-	-	-
84	サルコイドーシス	26	25	24	8	9	6	1
85	特発性間質性肺炎	32	36	35	12	9	11	3
86	肺動脈性肺高血圧症	7	6	5	-	3	2	-
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	3	3	2	2	-	-	-
90	網膜色素変性症	26	27	24	7	8	8	1

93	原発性胆汁性胆管炎	11	11	12	6	2	2	2
94	原発性硬化性胆管炎	1	1	1	-	-	1	-
95	自己免疫性肝炎	8	10	8	4	3	1	-
96	クローン病	35	38	37	14	12	10	1
97	潰瘍性大腸炎	117	113	114	46	33	31	4
98	好酸球性消化管疾患	1	2	3	1	1	1	-
99	慢性特発性偽性腸閉塞症	1	1	1	1	-	-	-
101	腸管神経節細胞僅少症	1	1	1	-	-	1	-
113	筋ジストロフィー	7	9	8	1	4	3	-
117	脊髄空洞症	-	1	1	-	1	-	-
122	脳表ヘモジデリン沈着症	2	2	2	1	1	-	-
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	-	1	1	-	-	1	-
127	前頭側頭葉変性症	1	2	3	-	1	1	1
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	1	1	-	-	-	-	-
145	ウエスト症候群	-	1	1	1	-	-	-
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	3	3	2	1	-	1	-
163	特発性後天性全身性無汗症	1	-	-	-	-	-	-
167	マルファン症候群	1	1	1	-	1	-	-
171	ウィルソン病	1	1	1	-	-	1	-
189	無脾症候群	1	1	1	-	-	1	-
194	ソトス症候群	1	1	1	-	1	-	-
215	ファロー四徴症	-	-	1	1	-	-	-
220	急速進行性糸球体腎炎	4	3	2	-	-	1	1
222	一次性ネフローゼ症候群	9	7	9	6	1	2	-

226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	4	2	2	1	-	1	-
230	肺胞低換気症候群	1	1	1	-	1	-	-
238	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	1	1	3	-	2	1	-
266	家族性地中海熱	2	2	1	-	-	1	-
270	慢性再発性多発性骨髄炎	-	1	1	-	1	-	-
271	強直性脊椎炎	14	12	12	3	3	5	1
283	後天性赤芽球癆	2	2	2	-	1	1	-
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	1	1	1	-	-	1	-
296	胆道閉鎖症	1	1	1	-	-	-	1
300	I g G 4 関連疾患	-	3	5	1	1	3	-
302	レーベル遺伝性視神経症	2	2	2	-	2	-	-
306	好酸球性副鼻腔炎	7	15	24	7	5	10	2
331	特発性多中心性キャスルマン病	-	-	1	1	-	-	-

(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表12-(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況 (単位：人)

年度	総数	館山市	鴨川市	南房総市	鋸南町
令和2年度	2	1	1	-	-
令和3年度	2	1	1	-	-
令和4年度	2	1	1	-	-

(4) 難病相談事業

ア 在宅療養支援計画策定・評価事業

表12-(4)-ア 在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況 (単位:人)

区分 年度	支援計画 策定 実施件数	支援計画 評価 実施件数	構 成 員					
			専門医	家庭医	看護師	理学療法士	保健師	その他
令和2年度	-	-	-	-	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-	-	-	-	-
令和4年度	-	-	-	-	-	-	-	-

イ 訪問相談事業

(ア) 訪問相談員派遣事業

表12-(4)-イ-(ア) 訪問相談員派遣事業実施状況

区分 年度	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和2年度	1	2	1	2
令和3年度	2	11	3	11
令和4年度	2	13	2	13

(イ) 訪問相談員育成事業

表12-(4)-イ-(イ) 訪問相談員育成事業実施状況

区分 年度	実施日	主 な 内 容	職 種	人 数
令和2年度		実施なし		
令和3年度		実施なし		
令和4年度		実施なし		

ウ 医療相談事業

表12-(4)-ウ 医療相談事業実施状況

実施日	参加人数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者人数
令和5年1月27日～2月28日	34人	・オンデマンド開催 ・資料配布	潰瘍性大腸炎	①動画配信 「潰瘍性大腸炎と上手に付き合っていくために知っておきたいこと」	2人

				②資料配布 「潰瘍性大腸炎 の緩解期を伸ば す食事のポイント」	
--	--	--	--	--	--

エ 訪問指導事業

表12-(4)-エ 訪問指導事業実施状況(疾患別) (単位:件)

疾患名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数	5	25	25
筋萎縮性側索硬化症	3	14	13
脊髄性筋萎縮症	—	—	1
パーキンソン病	—	1	1
重症筋無力症	1	3	—
多発性硬化症／視神経脊髄炎	—	1	—
封入体筋炎	—	—	2
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	1	1	—
悪性関節リウマチ	—	—	1
皮膚筋炎／多発性筋炎	—	—	1
全身性強皮症	—	1	—
特発性拡張型心筋症	—	1	—
再生不良性貧血	—	1	—
下垂体前葉機能低下症	—	1	—
特発性間質性肺炎	—	1	2
筋ジストロフィー	—	—	3
肺胞低換気症候群	—	—	1

オ 訪問診療等事業

表12-(4)-オ 訪問診療等事業実施状況 (単位:人)

区分 年度	指導人数		実施方法	従事者人数					
	実人員	延人員		専門医	主治医	看護師	理学療法士等	保健師	その他
令和2年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和3年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—

令和4年度	-	-	-	-	-	-	-	-
-------	---	---	---	---	---	---	---	---

(注) 訪問リハビリテーションも含む。

カ 窓口相談事業

表12-(4)-カ 相談内容 (単位:人)

内 容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談者数(延)	66	373	335
申請等	54	365	321
医療	5	3	4
家庭看護	3	-	1
福祉制度	2	-	-
就労	2	-	1
就学	-	-	-
食事・栄養	-	-	-
歯科	-	-	-
その他	-	5	8

キ 難病対策地域協議会

表12-(4)-キ 難病対策地域協議会実施状況

実施日	テーマ	構成員(職種)	延人数	内 容
令和5年 2月17日 (金)	安房管内の難病患者への支援体制の整備	神経内科医、在宅医療担当医、訪問看護師、地域包括支援センター、ケアマネジャー連絡協議会、地域難病相談支援センター、市町職員	24人	(1)安房保健所における難病対策事業について (2)難病患者の災害対策について (3)管内関係機関の難病患者への支援の取組について (4)その他

13 受動喫煙対策

健康増進法の改正により、令和元年7月1日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となった。また、令和2年4月1日から多くの人々が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行うとともに、指導によって改善が認められない場合等必要に応じて立入検査を実施した。

表13-(1)-ア 問合せ・苦情届出状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象 外
令和2年度	60	—	60	—	—	—
令和3年度	6	—	6	—	—	—
令和4年度	4	1	3	—	—	—

表13-(1)-イ 立入検査状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象 外
令和2年度	—	—	—	—	—	—
令和3年度	—	—	—	—	—	—
令和4年度	—	—	—	—	—	—

1 4 市町村支援

市町保健事業（母子, 成人等）の充実を目的に支援を行った。

(1) 市町村への支援状況

表 1 4 - (1) 市町村への支援状況

項目 市町村	会 議 ・ 連 絡				技 術 的 支 援		
	会 議 名	回 数	職 種	主 な テ ー マ	事 業 名	回 数	職 種
館山市	医療的ケア児等支援ワーキンググループ会議	2	保 2	事例検討、共有、研修			
鴨川市	鴨川市要保護児童対策地域協議会 「実務者会議」	5	保 5	事例検討・報告			
	鴨川市要保護児童対策地域協議会 「代表者会議」	1	次 1	実績・計画			
	医療的ケア児等支援ワーキンググループ会議	2	保 4 事 1	事例検討、共有、研修			
	災害時医療検討会議	4	次 4	実績・計画			
	鴨川市夏季観光安全対策会議	1	次 1	実績・計画			
	鴨川市学校給食委員会	1	次 1	実績・計画			
	鴨川市災害医療合同机上訓練企画会議	2	次 2	事例検討・計画			
	鴨川市健康づくり推進協議会	1	次 1	実績・計画			
	鴨川中学校区学校保健委員会	1	次 1	実績・計画			
	南房総市	医療的ケア児等支援ワーキンググループ会議	2	保 2	事例検討、共有、研修		

鋸南町	医療的ケア児等支援ワーキンググループ会議	2	保2	事例検討、共有、研修			
-----	----------------------	---	----	------------	--	--	--

*職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）